

---

平成23年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成23年9月22日 (木曜日)

---

議事日程 (4)

平成23年9月22日 午前10時00分開会

- |      |                |   |
|------|----------------|---|
| 日程第1 | 町長提出議案<br>第42号 | 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について   |
| 第2   | 町長提出議案<br>第43号 | 平成23年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号) について              |
| 第3   | 町長提出議案<br>第44号 | 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) に<br>ついて    |
| 第4   | 町長提出議案<br>第45号 | 平成23年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1<br>号) について |
| 第5   | 町長提出議案<br>第46号 | 平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第1号) について            |
| 第6   | 町長提出議案<br>第47号 | 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号) につ<br>いて     |
| 第7   | 認 定<br>第1号     | 平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について                    |
| 第8   | 認 定<br>第2号     | 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について              |
| 第9   | 認 定<br>第3号     | 平成22年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について                |
| 第10  | 認 定<br>第4号     | 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について             |
| 第11  | 認 定<br>第5号     | 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について                |
| 第12  | 認 定<br>第6号     | 平成22年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について              |
| 第13  | 認 定<br>第7号     | 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について                |
| 第14  | 認 定<br>第8号     | 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定に<br>ついて       |
| 第15  | 認 定<br>第9号     | 平成22年度芦屋町病院事業会計決算の認定について                  |
| 第16  | 認 定<br>第10号    | 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について               |

- 第17 承認 専決処分事項の承認について  
第 6 号
- 第18 請願 特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願について  
第 2 号
- 第19 請願 「スーパーASO」誘致に関する請願について  
第 3 号
- 第20 同意 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
第 5 号
- 第21 町長提出議案 船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事（建築）請負契約の締結について  
第 4 8 号
- 第22 発委 議会改革特別委員会の設置について  
第 1 号
- 第23 発議 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
第 4 号
- 追加日程第 1 発委 特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出について  
第 2 号

【 出席 議員 】 （ 1 3 名 ）

- 1 番 松上 宏幸      2 番 内海 猛年      3 番 刀根 正幸      4 番 妹川 征男  
5 番 貝掛 俊之      6 番 田島 憲道      7 番 辻本 一夫      8 番 小田 武人  
9 番 今井 保利      10 番 川上 誠一      11 番 益田美恵子      12 番 中西 定美  
13 番 横尾 武志

【 欠 席 議員 】 （ なし ）

【 欠 員 】 （ なし ）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長                      波多野茂丸      副町長                      鶴原洋一      教育長                      中島幸男  
モーターボート競走事業管理者 仲山武義      会計管理者                      狩集喜美子      総務課長                      小野義之  
企画政策課長                      吉永博幸      財政課長                      柴田敬三      都市整備課長                      大石眞司  
税務課長                      境 富雄      監査委員                      中西一雄      環境住宅課長                      入江真二

住民課長	武谷久美子	福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次
管理課長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13人で会議が成立いたします。  
それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案42号から日程第19、請願第3号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括として議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。  
書記。

〔朗 読〕

報告第13号

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

記

議案第42号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第43号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第45号 平成23年度芦屋町モーターボート競争事業会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第47号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案可決

認定第1号 平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について、認定

認定第8号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について、認定

認定第10号 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について、認定

承認第6号 専決処分事項の承認について、承認

請願第3号 「スーパーASO」誘致に関する請願について、不採択

報告第14号

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

記

議案第43号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について、原案可決

議案第44号 平成23年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第46号 平成23年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案可決

認定第1号 平成22年度芦屋町一般会計決算の認定について、認定

認定第2号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定

認定第3号 平成22年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について、認定

認定第4号 平成22年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定

認定第5号 平成22年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について、認定

認定第6号 平成22年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について、認定

認定第7号 平成22年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について、認定

認定第9号 平成22年度芦屋町病院事業会計決算の認定について、認定

請願第2号 特別養護老人ホーム新設を求める意見書の提出を求める請願について、採択

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第77条の規定により申し出ます。

記

事件、「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「Z生成に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理由

調査不十分のため。

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第77条の規定により申し出ます。

記

事件、「戸籍等各種届出及び新生事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「地域振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」。

理由

調査不十分のため。

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事件、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」。

理由

調査不十分のため。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、総務財政委員長に対する委員長質問を行います。

請願第3号「スーパーA S O」の誘致に関する請願について、委員会での審議では、請願についての賛成、反対、それぞれ意見があったようですが、どのような内容であったのか、ご報告をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

お答えいたします。審議の内容について、どうだったかというご質問でございますが、総務財政委員会におきましては、提出されました議案書の趣旨を中心に、請願に反対する意見と見直しを求める意見が出されました後、採決を行い、賛成少数で計画に反対するという趣旨の請願書は採択できないという結果になりました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もっと具体的に、その賛成、反対の内容をお伺いしたかったんですけど、不採択というふうになっておりますが、それでは、その評決はどのような形で行ったんでしょうか、数字でお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

賛成2、反対4で賛成少数という結果でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、議会運営委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議会運営委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第1、議案第42号から、日程第19、請願第3号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第13号芦屋町一般会計補正予算（第3号）に対する反対討論を行います。

補正予算の中には、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託料405万2,000円が計上してあります。船頭町駐車場活用事業については、今議会においても見直しを求める請願が出されており、住民の中に反対する声根強くあります。このような中で、町が十分に住民の理解を得ることなく事業をおし進めることには問題があると考えます。

私は、税金を投入し、スーパーを建設するのですから、十分な説明責任を果たし、一步一步進むべきと考えます。

以上の立場から、議案第43号に反対いたします。

次に、認定1号、平成22年芦屋町一般会計決算について、反対の立場から討論をいたします。

私は、平成22年芦屋町一般会計予算は、22年の第1回定例会におきまして、芦屋橋コミュニティ公園設計業務委託費、当時は鋳物師公園と計上され、なっておりますが、これが計上されており、不要不急の公共事業が行われるのではなく、住民生活の向上のために、予算をかえるべきと予算案に反対しました。その後、コミュニティ公園事業は、福岡県北九州県道整備事業事務所の芦屋橋左岸護岸工事と並列で進められ、住民説明会が行われました。

住民説明会では、公園事業にも護岸工事についても反対の意見が続出し、関係住民の理解を得られておりません。町は十分な説明責任を果たし、住民の納得を得る

ことができなければ工事に着工すべきではないと考えます。

また、介護保険制度に関するものでは、介護保険給付費負担金、認定経費負担金、連合共通経費負担金などが1億8,200万円、介護保険広域連合に拠出されています。広域連合は開始時の72自治体から33自治体と半分以下になっています。介護保険制度は、住民が受けた介護サービスの約半額を住民で負担し合う制度となっているため、行き届いた介護をすればするほど保険料ははね上がります。高齢者は高い保険料を支払うか、サービスをあきらめるか、究極の選択を迫られるわけです。

広域連合では、当初、2,980円の基準額でスタートした保険料が、今では、3グループに分かれ、最高額のAグループでは、2.2倍の6,275円で、日本で最高額、一番低いCグループでも1.3倍となっています。また、介護サービスの受給が抑制されてきたため、最近では毎年のように黒字が発生し、基金の積み増しが行われています。この黒字になったお金や基金は、もともと被保険者に還元されるべきものですが、広域連合では、保険料の引き下げや減免に当たることはしていません。高齢者にとって年金収入がふえないのに、財政負担だけがふえ続け、お金がないと生きていけない仕組みになっています。

このような介護保険が抱えるさまざまな矛盾を改善し、公的な介護保障の充実を目指す介護保険制度の見直しが求められています。

以上の理由から、認定第1号に反対いたします。

次に、認定第4号平成22年芦屋町後期高齢者医療制度特別会計決算について、反対の討論を行います。

平成22年度では、1億5,870万円の後期高齢者医療広域連合納付金として繰り出しています。後期高齢者医療制度の眼目は、高齢者を他の年齢層から切り離し、負担と安上がりな差別医療を押しつけるところにあります。病気にかかりやすく治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に追い込み、負担増を我慢するのか、不十分な医療を選択するのか、二者択一に追い込んで、医療社会保障にかかわる医療予算を削減するというのが導入のねらいでした。

同時に、75歳以上の高齢者のみならず、各種支援金などを通じて他の公的保険加入者にも大きな負担をもたらしています。まさに。現在のうば捨て山と呼ばれるように、国民の批判を浴びています。

特に問題になるのが、保険料の負担が大変重いことです。平成22年4月1日現在の、福岡県の被保険者当たりの平均保険料額は7万5,401円、全国で5番目に高い保険料です。全国平均が6万3,300円に対し、1.2倍の保険料です。平成20年度の滞納者数の1万3,503人は、平成22年には1万6,609人増加し、3,106人、23%の増加となっています。被保険者に対する滞納者数の割合は、平成20年度、2.55%から平成22年度3.01%に増加しています。高い保険料が重い負担となり、これを改善することは急務の課題です。

2点目に、短期保険証の発行も、全国に例を見ないほどの高い状況となっている問題です。平成22年8月1日現在で、短期証の交付状況は5,522件で、大阪府の5,806件に次いで全国2番目に多い交付状況です。短期保険証の交付が高過ぎる保険料にあることは明らかです。払える保険料に改善するとともに、短期保険証の発行を直ちに中止することが必要です。

もともと老人保健制度のときには、保険料を滞納してもすべての被保険者に保険証は交付されていました。それは短期保険証の発行は医療の抑制につながり、病状

の重度化を促進し、最後には命をも失うからです。後期高齢者医療制度は、すべての高齢者から死ぬまで保険料を取り続け、しかも2年ごとに改定が行われ、医療費と75歳以上の人口増加に伴って、際限なく保険料が上がる仕組みになっている本当にむごい制度です。一刻も早くやめることが必要であることを申し述べて反対討論いたします。

続きまして、最後に、請願第3号に対する賛成討論を行います。

議会初日の請願の質疑の中で、議員から、議会では全員協議会の中で報告され、十分な審議を行ったという旨の論議がありました。今議会での町長や執行部の答弁にも、全員協議会への報告により議会への説明を行っている旨の答弁があったと思います。

しかしながら、全員協議会の説明で町の重要な施策の説明責任は果たされているのでしょうか。全員協議会は法的な裏づけのある町村長の招集行為による会議ではなく、正規の法的手続なしに議員が集まって論議する会議です。

全員協議会は、おおむね3つの形があります。第1に、本会議関連の協議会、これは本会議の審議の過程で必要に応じてとるものです。第2点目に、自主的意見調整の協議会、これは議会の行政側の行事や運営、活動について協議する場です。3点目に、町村長が意見を聞くため行う協議会、町村長の依頼を受け、議長が招集はするものの、その目的は行政上の重要問題などについて、議会の意見を聞く、おおむねこの3つの形に分類できます。

芦屋町では、3番目の形の全員協議会が行われております。それでは、全国町村議長会が発行する議員必携では、町村長が意見を聞く全員協議会としてどう言っているのかというと、町村会が意見を聞くための協議会には問題がある。特に事前審議型の協議会は、議会と町村長が一步離れて、提案と審議、そして議決と執行の権限を分かち合う大統領制の組織原則にももとより、議会の権威を失い、町村長の責任体制も否定されることになりかねないものである。このような協議会開催の町村長の要請には応じない気骨と心構えがあつてしかるべきと議員必携では指摘しています。

つまり、自治体が重要な施策を計画しているとき、重要事項だからと町の依頼を受け、全員協議会を開き、事前の根回しを行って、これから開かれる議会を質問もなく円滑に進めるといような議会運営はしてはならないと、町村議町会は言っているのです。ですから、全員協議会への報告で、議会に対する説明責任を果たしたことになりません。

第2に、請願と一緒に提出された請願書面について、信ぴょう性の疑義が質問されましたが、信ぴょう性の疑義を問うことが出されたこと自体に問題があります。そもそも署名そのものが恫喝され、強制強要されたものであれば問題がありますが、そうでなければ、本人の意思で自主的に署名を行ったということではないでしょうか。もともと議会への請願は、一人であっても提出できるものです。税金を投入して建設するスーパーは見直してほしいという声が町内にあることは紛れもない事実です。町長は、この紛れもない事実と真摯に向き合い、町民に対し丁寧に説明を行い、理解を得ることが必要です。

第3に、住民参画まちづくり条例の実践との関係です。第5次芦屋町総合振興計画マスタープランの基本計画では、第1章に、「住民とともに住めるまちづくり」として、住民との協働を掲げ、住民と行政がともに協力しながらまちづくりに取り組むために、行政情報を積極的に公表し、情報の共有を進めます。協働を進めるための仕組みづくりを進め、あらゆる分野での住民の参画を進めますとしています。

鶴原副町長も、今議会の刀根議員の一般質問において、協働のまちづくりについての質問中で、住民と情報の共有化を進め、開かれた行政を進めていくと答弁されました。また、芦屋町住民参画まちづくり条例の前文では、町と住民がまちづくりに関する情報を共有し、一人ひとりの持つ知識や知恵、感性などが十分に活かされるまちづくりが必要だとしています。

第2条では、説明責任の意義として、町が住民に対し、計画や事業などの内容をわかりやすく説明するという責任のことを言うとしています。

第3条では、まちづくりは自治を推進するために、町と町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるとし、第4条では、町の責務として、まちづくりを進めるには、住民に対して住民参画の機会を提供すること、住民に対して説明責任を負うこと、幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的にその情報を提供することとしています。

また、第5条では、町長の責務として、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、参画する機会の拡充としています。

そして、第8条では、住民参画の推進として、住民生活にかかわる大きな計画を策定する場合は、アンケート調査、地域懇談会、公募による住民会議などを実施して、住民の意見を求め、十分な検討を行うとしています。

以上のように、まちづくり条例やマスタープランにおいても、議会での答弁においても、町の施策を決めるときは住民にわかりやすく説明し、よく調査してその内容を共有して、住民が理解した中で進めるべきとなっています。6月議会と7月期の臨時議会でも、私は町は住民に対する説明責任を果たすために住民説明会を開催することを提言してきました。しかし、町長は今議会の答弁を伺っても、全くこのことに当たっておりません。スーパー建設が着工されようとしています、今からでも遅くはありません。町長は、まちづくり条例作成の原点に立ち返り、町が説明責任を果たすために住民説明会を開催することを求めまして、請願の賛成討論といたします。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

私が今回、日程第2の議案第43号、これにつきまして反対の立場から討論させていただきます。と申しますのも、今回当初予算の中で、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託という項目が上がっております。これは、4月の際にも私、反対討論をさせていただきましたけれども、先ほど川上議員のお話の中で、やはり十分な説明責任というものが果たされていないんじゃないかなというところから、また委員会の中でもお話させていただきました。

しかしながら、ここで適正ないわゆる情報の提供って一体何だろうということ考えたときに、確かに広報あしやという形の中で、8月の1日号でこのように載っています。ところが、情報の一番大切なところというのは、この中でも委員会の中でも言いましたけれども、やはり、いつどこでだれが何を、そしてどのようにやっていくのかという、いわゆる5W1Hというものがやはり大切であると思います。

しかし、この中には、どの業者が町の負担でどのようにってものが書いてございません。で、やはりこれは何て申しますかね、住民の皆様きちんと説明をして、そしてこの了解を得るという手続が必要であるとまず考えたからでございます。

次に、日程第7の認定第1号平成22年度芦屋町一般会計決算の認定といった項

目がございます。この点につきましても、やはり疑義がございます、反対の立場から討論させていただきます。

と申しますのも、土地売り払い収入というところで、2款、16款の2項1目、この中で不動産売り払い収入っていうのがございます。通常、この財産につきましては、鑑定価格で売買をしていくといったところがございますが、これもやはり売買金額が鑑定価格よりもかなり下回っておられます。これが私自身が一つの選挙戦、5月1日に議員になりましたけれども、その中で選挙戦で言ってきたのが、やはり元気のあるまちづくりをしようやないかといったところで呼びかけてなったわけがございます。

しかしながら、これとまた町有財産の売買といった形の中では、また視点が変わってまいります。つきましては、この内容につきましても、きちんとやはり話をしていく必要があるかなということでございます。

次に、請願第3号でございます。これは賛成の立場から討論させていただきますけれども、「スーパーA S O」誘致に関する請願、これは請願というものを、私もなったばかりで一応議員必携というものを読ませていただきました。また逐条解説というのも一応読ませていただきました。

その中には、やはり住民の民主主義を守っていく、その意見を一つ一つをどうとらえていくかっていうところだろうと思います。是は是、非は非という形の中で、やはりできない内容はできない、できることはやっていく、そういった姿勢が一番求められてくるのかなといったところで、これについても賛成の討論をさせていただきます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。田島議員。

**○議員 6番 田島 憲道君**

私は、「スーパーA S O」を誘致に関する請願書について、この請願に対して反対する立場で討論いたします。

もう何回目になるんでしょうか。委員会でも、この場でも、この問題に関して私は賛成の立場で意見を述べてきました。今回でいい加減にこの問題に終止符を打って、政争の具にするのではなく、町民が一体となり、町の活性化に協力し、今回進出する企業を温かく迎えてあげていただきたいと思います。正門通り商店街周辺は町の中心であり、芦屋町における唯一の商業地域です。この問題は既に20年前から、中心市街地をどのようにつくっていくか、これは商工会を中心に審議をなされてきました。

しかしながら、地元商店主などの反対により日の目を見ず、実現しませんでした。この結果が今の商店街の実情ではないかと思えます。4年前、まだハローデイがあるころは、今より商店街に活気がありました。特に日曜日、スーパーなら休まず営業します。今の商店街で日曜日あいているところは僕の理容室と、はと屋さんぐらいです。シャッター通りと言われるのは、そこにゆえんがあると思えます。

そして今、芦屋町民の70%が町外で買い物していると言われております。流出している買い物人口の2割でも3割でも戻ってきてもらう、町内でお買い物をしてもらうというのがこの商業施設誘致の目的だと考えます。

決して町内の買い物人口の30%を奪い合いするのではないと思えます。そして既存店もお互いに切磋琢磨し、ないものを補完し合い、良質で鮮度のいいものをお

客さんに提供すれば、町民は近いところに来てくれます。買い物人口の流出を防ぐことで、いろいろな意味で町の商工業者に相乗効果を与え、潤っていくと思います。便利な都会へ出て行ってしまうという人口流出問題への対応策でもあります。

今後、ますます買い物難民と言われる人たちが確実にふえていきます。家に引きこもるのが一番悪いと聞きます。買い物に出かけ、お店の人などちょっとした会話が心がなごむと思います。こういう場を提供するのも今後の行政のあり方ではないかと思います。

これまでの商工会主導でなし得なかった活性化策ではないかと思います。今回は、過去にできなかったものを町主導で行い、中心市街地の活性化と住民の皆さんの生活利便性の向上のために事業を進めていくという町の方針に私は賛成であります。この請願書の採択に反対して、私の討論といたします。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかに、貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

5番、貝掛です。私も田島議員に引き続き、請願第3号「スーパーASO」誘致に関する請願に対する採択に対する反対の立場で討論を行います。

まず初めに、この請願に対してでございますが、税金を使ってスーパーを誘致することに反対しますと掲げて集めた1,207名の署名を添えて提出された請願の1から4項目目の中に、ひとつもスーパーに反対するという言葉は見受けられません。この1,207名の署名を添えて提出するのであれば、まず一番目に、「税金投入型スーパー誘致に反対」という言葉を入れるべきではなかったでしょうか。それを町はいま一度立ちどまって考え直してくださいというよりは、むしろ「町の税金投入型スーパー誘致に反対します」と、しっかりと明記しなければ1,207名の方に対して失礼ではないかと思います。

以上を踏まえながら、私はこの請願自体が税金型投入スーパーに反対するものということに対して反対の討論にさせていただきます。

芦屋町は、昭和50年、人口が1万9,762人をピークにだんだんと減少し、活気がなくなっていく、その中で幾度も船頭町駐車場の活用に関して議論をなされてきたと思います。しかしながら、実行に移されることなく今日に至っているのが、皆さんご承知のとおりの実現であると思います。

しかし、この3年間、非常に時間がかかったと思いますが、波多野町長の強いリーダーシップをもってさまざまな施策を施し、このスーパー誘致にこぎつけたのは称賛に値するものではないでしょうか。なぜならば、この十数年来、だれもできなかったことを具現化されようとしている、そしてこの税金投入型スーパーの試みは全国初であり、民業圧迫という固定観念の常識を覆し、反対運動が起こるであろうということも覚悟し、活性化、そして人口対策に必ず貢献するという信念を持ち実行をされているものと思うからでございます。

活性化についてさまざまな議論もされていますが、やはり、行動をなくして実現なし、今の芦屋町を活性化させていくためには、守りではなく攻めの姿勢が必要ではないかと思います。

高度経済成長時と比べて、右肩上がりである芦屋町の財源がどんどん豊かになっていく時代においては、行政に関してはただ運営という観点で進めていけばよかったですけれども、今のこの歳入減少時代においては、行政運営ではなく行政経営という観

点から、この経営の手腕が問われていく時代ではないかと思えます。

経営においてはリスクがつきものですが、このリスクを背負わずして発展がないのが今の自治体の現状ではないかと私は考えます。そして、今の芦屋町の現状といいますと、いわゆる地価、土地の値段をちょっとインターネットで引っ張りまして調べましたところ、土地の下落率を調べました。

平成19年度、これは芦屋町の船頭町の土地の下落率です。平成19年度マイナス8.4、平成20年度マイナス6.05%、平成21年度マイナス6.05%、平成22年度マイナス8.31%、平成23年度マイナス8.9%、以上のように非常に下落率がどんどん激しくなっている状況でございます。

それと近隣の水巻町の頃末のところを比較してみました。平成19年度マイナス6.50、そして平成20年度に頃末の近所にスーパーが開店いたしました。そのときに、マイナス5.07でございますが、平成21年度になりますとマイナス3.96と、地価の下落率に歯どめかかった状況でございます。

地価というのは、芦屋町の勢いあるいは活力を示すものでございます。平成22年度がマイナス8.31、そして平成23年度がマイナス8.39、このままでいいのでしょうか。頃末は、スーパーができて地価の下落率に歯どめがかかっているという事実があります。私はこの芦屋町を大きな観点からとらえて、そしてこの芦屋町の価値を上げていくために税金を投入してでもスーパーは誘致するべきであると考えます。

そして、本当に今賛成、反対の意見があります。これは本当に健全な民主主義があつてこそと思えます。どこかの国は肅清を吹いて、反対するものはすぐ死刑になる、そういった国もある中、本当に日本は平和だなと思うところがございますが、この民主主義の中で、一つ気をつけなくてはいけないということがあると思うんですけども、このまちづくり政策実現ガイドという本の中に「大きな声と小さな声」というところがありました。これを読んでみますと、「ここでは大きな声と小さな声に注意すべきだ。全国的活動として、行政を批判するグループはバックに資金力もあり、たちまちきれいなパンフレットをつくって、いかにも市民全体の意見であるかのような活動を開始できる。一方、日ごろ行政と接触ない一般市民は、インターネットで市のホームページ、あるいはホームページや、市長室あてにメールを送るのが精いっぱいである。そしてメールも使えなくて黙ってしまう。実はその人たちこそ地域を支えている大切な人たちなのである。」るるこういったことが書いております。

そして、私は本当に芦屋町に対して何一つ不平不満を言わず、一生懸命働き、あるいは家庭を守るのが精いっぱい、このような方々の声はなかなか届かない。しかしながら、この声なき声をしっかりと耳を傾けていかななくてはならない。

なぜならば、この方がしっかりと働き、より多くの税金を払うことによって、町の財政、国家の財政に寄与し、高齢者の皆さんの福祉を初め、行政の第一の目的である福祉の向上に貢献しているからであると思えます。

先般、田島議員の討論にもありましたように、ハローデイが撤退して、鑄鍛鋼に住んでいた働き盛りの若い世代が随分転出して出て行ったということが事実でございます。本当にこのような現状でいいのでしょうか。私の周りにはこのような働き盛りの方々があります。税金を投入してもスーパー来てほしい、なぜならば夕方の忙しい時間に往復30分かけて近隣スーパーに行くより、近くにあったほうが時間も節約できる、ガソリンも節約できるという意見もありますし、大体の人は、税金を

投入しても、やっぱりスーパーがあったほうが良いという声が多いです。ですから、お年寄りの買い物の対策だけではなく、若い世帯の利便性の向上にもつながっていくと思います。

またスーパーが来て、ともに共倒れになるのではないかと、あるいはスーパーが撤退したらだれが責任をとるのか、そういった声もあります。では、ここ十数年来、船頭町駐車場の有効活用が見出せなく、このような活力のない商店街にしたのは、じゃあ一体だれが責任をとるのか。仮にこのスーパーが来なくて、2年後あるいは3年後にマミーズさんが撤退したら、ますます買い物する場所がなくなる。じゃあそういった責任はだれがとるのか。

また別の観点から、競艇事業施設150億円かけました。今、本当に今もっていない状況、じゃあその150億円かけた競艇施設、無駄だった。じゃあ、これはだれが責任をとるのか。私は、だれが責任をとるとかとらないとかの問題ではなく、本当に今後、活性化に向け、前向きに取り組んでいかななくてはならないと考えています。さまざまな利害があるでしょうが、しかしこの利害を守るといえるのは、最小不幸社会の考えで、ますます縮んでいき、発展はないと考えます。

私は、最大幸福を追求するのが民主主義と考えます。税金を投入することにより、公平な競争が働かないという声もありますが、私は、税金を投入してでもスーパーを誘致することが、結果として町民全体の最大幸福の大きさ、いわゆるパイを広げていると広げていくと確信しています。

最後に、町長に要望がございますけども、橋下知事は民主主義の独裁はあっていいと言っています。結果として民主主義は6対4の世界ですから、大多数の方に流れていくというのはあると思いますけども、しかし、あえて言うならば、反対する方々をまた説得していくのも町長の仕事ではないかと思えます。

答弁を聞きますと、いろんな要望があったからということが、そういう答弁が多いですけども、やはり、さまざまの要望の中でいろいろ精査した中、これは芦屋町のためになる、活性化になる、人口増加になるという信念を持ってこの事業に取り組まれていると思います。ですから、私はしっかりと反対の方々に説得する場を持っていいと思います。罵声を浴びせられても僕はいいと思います。批判されるのが嫌だったら政治家やめなさいと、石破、国会議員の先生も言っていました。私はまさにそうだと思います。ぜひ町長がそういった信念を持っているのであればできると思いますので、強く住民の皆様方に説得されることを要望いたしまして、私の請願第3号に対しての反対討論を終わります。

#### ○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。妹川議員。

#### ○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。3点、反対、そして賛成の討論を行います。

まず1点目は、議案第43号平成23年度芦屋町一般会計補正予算についてであります。先ほど、刀根議員も反対意見を述べられましたけれど、船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事監理委託、長々しいものですが、これは、スーパーASOを1億5,400万円で建築したものについて、工事期間中に配管や電気や建物の内臓、室内のそういうことを点検をしていく、整備工事監理委託405万2,000円を計上しておりますが、これに反対します。

私は6月議会において、今現在、造成されております駐車場、1,000万円を2つの理由で反対しております。

一つは1,000万円の造成のための積算根拠となる造成設計、地質データを提供せずして議案を提案したこと、これはもう執行部のミスだと思います。このことについては、9月議会の一般質問では、今後このことのないようにしていきますというような答弁をいただきましたので、それはそれとして今後ともよろしくお願ひしますが、この議案を提案するときに、積算根拠となる1,000万円の造成設計地質データを提供せずして、なぜ議案を提供できるのでしょうか。私は、余りにもこのスーパーASO建設誘致について、余りにも性急であり強引であるというふうに思っており、議会をないがしろにするという理由で反対しております。

もう一つは、商店街の店主や町民の願ひ、それとそういう願ひに非常に乖離していると、民意を反映していないという理由で反対しました。また、7月の臨時議会で、建物の建築費用1億5,000万円に対する補正予算に対しても、これまでの3月議会、今井議員の方から出されました町民とのコンセンサス、そして住民との説明会、そういうものをすべきであるというようなことも言われてましたし、私も6月議会でも言っておりましたが、全くそういうことは改善策が見られず、そこで反対討論を行い、反対いたしました。

今回の9月議会で明らかになったことは、町が2年ほど前に行ったアンケートに基づいて、本来ならば行うべき事前調査や、つまり商店街の方々、買い物難民と言われてるの方々、そして多くの町民への、いわゆる町民は消費者になられる方ですから、そういう方への事前調査もしていなかった。また事後調査は商工会が行うものであり、町としては事後調査をしないというような今井議員への回答がありましたが、またそれは、あたかも商工会がすべきである。町はそこまで手を貸す必要がないというような、私は余りにも無責任な回答だったと思うんですね。

町が1億5,400万円、合計1億7,000万円近くの投資するわけですから、これが目的化するのではなくて芦屋町の活性化のためには商工会や老人会や婦人会や消費者の皆さんと協議をしながら今後進めていきますというような回答があるのかなと思っておれば、何かしらそういう無責任な回答であったと思います。それどころか、何かしら商工会の責任であるかのような発言を行われたような気がしてなりません。

また町民説明会については、広報だよりで説明したと、行ったということで、町民説明会はしないと。今貝掛議員がおっしゃったように、誠心誠意を込めて町民説明会をしていただきたいと思うわけです。

3番目には、船頭町駐車場は無償で貸しつけるものではない。法的な根拠について、今井議員から説明がありましたけれども、無償で貸しつけるものではない、建物と一体となっており、2つ合わせたものとして賃料を得るものであるという説明は、自治法や、条例を拡大解釈しても成り立たない論理であり、それを正当化する町の姿勢に、何が何でも建物は建てなければならないというような、至上命令的な感じがしてなりません。

本当にスーパーASOは成功するのか、ASOを誘致することで、商店街は本当に達成するのか、マミーズしんえいはフラップは大丈夫なのかと、ますます疑問を覚え、また2年、3年後、どうなるのかなと、私は上記のような話を今いたしました。非常に危険性を帯びてきているような気がしております。

以上のことを考えたとき、スーパーASO誘致のための建設費用1億5,000万円は、7月の臨時議会で可決をされていますが、私としては、建築のための工事をすべきではないと判断します。

したがって、建築すべきでない建物に対して町費をさらにつぎ込んで、整備工事監理委託405万2,000円の計上はすべきではないという理由で反対します。

2点目、認定第1号平成22年度芦屋町一般会計決算の認定についてでございます。

この主要な施策の成果及び予算執行の概算書というものをいただき、そして担当課の方から説明を受けました。

その中に、刀根議員もおっしゃいましたが、財産売り払い収入として、1億3,135万5,000円が歳入として入っております。これの内訳は、町有地売却、この6カ所が出ております。そして、その6カ所のうちの5カ所は、不動産鑑定に基づいて売却されております。それについては、私自身専門家ではありませんが、問題はないのかというふうに思いますし、不動産鑑定に基づいて100%近くで売却されていると、こういうふうに思っております。

そして、この町有地を売却する際は、芦屋町としては売却金額の決め方は、町が指定した不動産鑑定士が示した金額に準じているということですから問題はないかと思うんですが、皆さん方もご存じのような、浜口高浜町営住宅跡地3,700坪、不動産鑑定は1億9,300万円、1億9,000万円です。約ですね。坪5万4,000円。しかし、実際に売却した金額は9,590万円であり、約9,500万円を値下げして売却しています。坪単価で言えば、5万4,000円を坪2万5,900円で売却したことになります。何と、不動産鑑定額の48%、これはどういうことでしょうか。

議会でも、全員協議会でも3度ほど協議されています。協議というよりも報告ですね。その中であって某議員は、これはあくまでも決定ではない。ただそういう報告だけだというような疑問を感じた方、そしてこれは投げ売りではないかというような発言もあっておりますが、芦屋町としては、第1回制限付一般競争、第2回制限付一般競争、このように少しずつ値段を下げながら、申し込みがないからということで、第3回公募を随時公売、先着順受付と町は売却について昨年5月から公募してきたことは私も承知しています。でも、不動産鑑定価格の48%という低価格で売却したことに大変疑問に感じます。

例えば、昨年6カ所公有地を売却していますが、夏井ヶ浜の観光道路沿いで営業している鮮魚、海産物の店ととや、あの隣の少し西側になりますが、あそこには町営駐車場がありました。そして、その駐車場とその周辺の山林655坪も売却しているんですね。あそこは地目が山林なんです。その総額3,168万円、何と坪4万8,300円なのです。あの山の中、ととやがあるとはいえ、坪4万8,300円で売ってるんです。ここは山林地域なんですね。

浜口高浜町営住宅跡地は、芦屋町が町費を使って、町営住宅を解体し、不動産鑑定、測量、地中探査業務を委託し、また地下埋蔵物撤去工事を行い、町費を使って6,940万円をし、立派な更地になったではなりませんか。それがなぜ1億9,000万円がなぜ9,590万円になるんでしょう。

そして、私は不動産鑑定5万4,000円と不動産鑑定では言ってますけど、あそこが実勢価格、そして路線価格、あそこは8万5,000円から10万円する区画で売却できるものです。あの近所の方々、どうしてもあその土地を売らなければならないということで、不動産会社をお願いしているところを、このような8万3,000円で売ってるあの木村建設組合は8万3,000円で売ってる。1坪ですね、8万3,000円で売ってるということでございますから、もうあの近辺の

土地は売れない。不動産会社も非常に困っておられます。このことを考えたら、土地の固定資産評価額もぼろぼろと下がっていくのではないのでしょうか。そのことによって、土地の税金も下がる可能性はあります。私だったらあの辺におられる人だったら、固定資産評価額を下げてくださいと、固定資産税を下げてくださいという要求が出てもおかしくはありません。

このことについては12月議会で再度一般質問しますので詳しくは述べませんが、町は町有財産を適正に管理し、または運営を行わなければなりません。処分する際はきめ細かな検討を行い、情報を議会に提供し、適正な価格を設定し、売却金を一般会計に繰り入れ、町政の発展に寄与しなければならないと考えるものです。浜口高浜町営住宅跡地については、このようなことが十分に行われたとは思われません。浜口高浜町営住宅地は余りにも低価格で売却しており、町民に対して、また町に対して相当なる損失を被らせた行為であり、したがって22年度芦屋町一般会計決算の認定には承服できません。よって、反対します。

3点目、請願第3号「スーパーA S O」誘致に関する請願については、賛成討論いたします。

私は請願の紹介議員の一人として賛成するわけですが、今年2月に町長は、スーパーA S Oと融資の仮契約を結び、本年3月議会、6月議会、7月臨時議会、そして、9月議会と、来春春のオープンに向けて、余りにも性急し過ぎ、その間、造成設計と建設設計委託、データ調査委託など総額850万円、造成工事1,000万円、建築の予算、一般、1億4,500万円と次々と議案を提案し、慌ただしくも1年もかけないで進めようとしています。

そのため、議会議員には資料や情報を十分に提供せず、そして先ほどあったように全員協議会で事を済ませようとしている。そして、先ほども言ったように、どういうデータを示さないままに、非常に事務ずさんさを招いたのではないのでしょうか。私は、議会に対する、ないがしろにしているというふうに先ほど申し上げましたが、これについては、議会議員が資料を請求したり、そしてそういう委員会の中で、我々はこういう税金に対して提案したときには、それに積算になるデータを見せなさいということをやはり議員は言うべきです。

今回の400万円に対する監理の委託についても、ただ四百数万円のものを金額を示しただけ、その積算根拠を出さなかったやないですか。なぜ出せないんですか。そういうことでは、私たち議員は今二元代表制と言われているように、議会は執行部は決定機関であり、私たち議会は議決機関であるわけですね。対等の立場でございます。

そのためには、執行部が出したそういう資料に対して、議案に対して、十分に協議し、いい知恵を出し合って、そしてそういうすばらしいものにつくっていく、つまり執行部は議会と執行部がお互いに助け合いながら、そして協議しながらいいものをつくり上げていくというのが二元代表制。それを二元代表制であるこの議会が何かしらこのわずかの私、期間ですけども、議員になって期間ですが、何かしらよく言われているような追認機関になっているのではなかろうかというふうな気がして、そういうことは許されるものではないと。私たちは町民の付託を受けて、そして議会議員として出てきているわけですから、お互いに論議をするために、ぜひそのような情報、そしてデータを出していただきたいと思うわけです。そういうような中で、このA S Oスーパーの件についても進行してきたのではなかろうかなというふうに思わざるを得ません。

そういう中であって、賛成される議員はいられますが、やはり中核となる店舗を誘致することは昭和50年代からの課題であり、今念願が果たされようとしており、粛々と進めるべきであるというお考えの議員も多いことと存じますが、今あの昭和50年、そして平成5年、10年の間に、またこの平成23年において、経済情勢は、社会情勢は激減し、もう事態も大きく変わっていることはご存じだと思います。だからこそ、署名の項目にあるように、一歩立ちどまって芦屋町の活性化、難民対策について、議会、行政、商工会、消費者、住民などと論議すべきであると考えているのです。そういう声があつた署名の中にひしひしと訴えていると思います。

そのような中であって、町民の有志が真夏の時期に署名活動を始め、1,200筆という署名を集められたのですが、私たちは、議会議員は、1名であれ100名であれ、1,000名であれ、庶民の町民の願い、思いをどう受けとめたかであり、署名をもって集められた方々、また賛同して記入した方々、記入をしたいが、しがらみがあつて書くことをためらった方々、そのようなさまざまな背景を考えなければならぬと思うんです。

私も市民運動を三十数年やってきて署名活動もやってきました。そうすると、さまざまな影ながらの応援がありますが、署名はできないけれどもという声はたくさん聞いています。私は署名活動の主催者としてやったこともあります。そういう立場を考えたときに、軽々しく扱うべきではないと、それを事もあろうに署名のあり方、進め方に問題があつたのではないかと、そのような町民の声や願いを踏みつけるような、私ははっきり言って傲慢な態度、私は町民の目線に立っていないと言わざるを得ません。

この請願に反対しようとする議員の皆様、私は町民の中で誘致すべきだという賛成の署名活動や動きは全くないではありませんか。やはり、賛成する方が多いということであれば、そういう方々に署名活動や動きが全くない、それが不思議でたまりません。

例えば、合併問題でも、合併しようやないか、合併反対だと署名が始まりました。玄海レク、また妹川が玄海レク言っていると思われるかもしれませんが、玄海レクリゾートでも反対運動しました。玄海レクを賛成しようやないかと、何も動きなかつたやないですか、結局は玄海レクは頓挫いたしました。

そういうことを背景を考えたときに、町民の声、そして願いをやっぱり受けとめる、それが芦屋町の議員たるものではあるかと思えます。

そして、請願に反対する理由を議員の皆さん、こんなことを説明できますか。私はこれは執行部のほうにお願いをしたんですけど、今度は議員の皆さんに、これは請願ですから、請願ですから執行部は何ら関係ありません。私たち議員が賛成するかであつて、反対するかであつて、仮にそれが賛成されたとしても議会は執行部はそれを参考するにとどめるだけ。今貝掛議員が言われたように粛々とやられるかもわかりませんが、私たちも議員として、議員としてのやはり問われているわけですから、請願に反対する理由を証明できますか、説明できますか。スーパーA S Oは、岡垣や宗像で撤退した会社であるということを知っていると、本当か、大丈夫かと言われたときにどうお答えされるでしょうか。

町が言うように建物と駐車場が一体であるので土地は無償で貸しつけることにはならないんだということを町は言っているけれど、町民からそれを問われたら、それに対して納得できるようにお答えできますか。

夜間の駐車場が台数が制限されてしまうというふうに聞いているが、本当か。そ

うですと、制限されますよ。なぜか。今、スーパーＡＳＯの建物ができれば、あそこが車を入れれば、車の中から盗難をするものたちがあの建物の中に、周りに集まって、そして盗難が発生すると。シャッターを破って入るということであるから、あの一带は駐車場は夜間はできないんだと。今二、三十台は入れてもらえるような交渉はしていると。でもそれもわからないんです。なぜかと。建物と土地は一体して貸してるんですから、スーパーＡＳＯが夜間は一切貸しませんという権利があるわけですから、そういうことの中で、町民の皆様からそういうことを聞かれたときに一切貸さないということなんですよ。いや、二、三十台は貸してくれるかもわかりませんよということで、町民の皆さんが賛成しているだろうという方々が、納得されますか。

またバスは移動できるのかという問われたら、何と答えますか。今鶴原副町長が今検討しておりますと、警察とですね、というふうに答えるしかないと思います。

それから、一番私が心配なのは、あの道路の一方通行地帯は改善されるのかと、もうこれは改善されません。改善されませんと。事故が発生するじゃないかと。そして、スーパーＡＳＯ誘致のため、地質調査費用３５０万円、そして、造成工事のための設計費用合計３５０万円はもう町が支払ったんです。町民はええっと言われるでしょう。町民を納得させることができますか。

そして、スーパーＡＳＯを誘致するために、今現在、造成費用があってますけども、１，０００万円は、工事が終わったら芦屋町が支払うことになるんです、ということについて町民を納得させることができますか。まだまだほかに町民は、私たちスーパーＡＳＯを建てるべきではない、誘致すべきではないという私たちに対しても、また言論の自由ですから、そういう賛成される議員に対しても、聞きたいことは町民は聞きたいことたくさんあるかと思えます。

このような声を真摯に耳に受けとめ、町民の負託を受けた私たち議会議員は、先ほども言いましたように執行機関である芦屋町に対して、議決権を持つ私たち議会議員は、やはり是正していくように、そして町民説明会をするように、そして一度立ちどまってはどうかということ強く述べる責務があるのではないかと思います。

よって、私は「スーパーＡＳＯ」この請願については、いいチャンスではなからうかと思っています。今、町民の声を受けとめて、私は、このスーパーＡＳＯ誘致に関する請願に賛成すべきではなからうかと思っております。以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第１、議案第４２号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第４２号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第２、議案第４３号について、委員長報告のとおり原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって議案第43号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満了一致であります。よって、議案第44号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります、よって、議案第46号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第1号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第1号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第2号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第2号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第3号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第3号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第4号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第4号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第5号について、委員長報告のとおり意見案を決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、認定第5号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第6号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第6号は、原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第7号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、第7号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第8号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第8号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第9号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、認定第9号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第10号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致あります。よって、認定第10号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、承認第6号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって承認第6号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第18、請願第2号について、委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第2号は、原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第19、請願第3号について、委員長報告は原案は不採択であります。請願第3号について、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、請願第3号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出どおり、再付託することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決は終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第20、同意第5号から日程第22、発委第1号までの各議案を、この際、一括議題とし、上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発委の提出委員長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読をお願いします。書記。

[朗読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読が終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議、大変ご苦勞さまでございます。

早速でございますが、本日、追加提案いたしております原案につきまして、提案

理由をご説明申し上げます。

まず、人事議案でございます。同意第5号の、芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、三好利孝氏の任期が、平成23年10月4日をもって満了となりますので、三好氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものです。

三好氏は平成20年10月に固定資産評価審査委員会委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、契約議案でございます。議案第48号の船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事（建設）請負契約の締結につきまして、船頭町駐車場に商業施設を整備するため、建築工事の請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、議会運営委員長に、発委第1号の提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

**○議会運営委員長 益田美恵子君**

おはようございます。発委第1号、議会改革特別委員会の設置についてを、趣旨説明をさせていただきます。委員各位の皆様には、お手元でございますので、目を通していただければありがたいと思います。

議会改革特別委員会の設置に関する決議、趣旨説明をさせていただきます。

当町議会において、これまで、議会運営の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてまいりましたが、地方分権の推進に伴い、新たな視点に立った議会改革に臨まなければなりません。議会は住民の代表機関であり、多様な住民意思の反映や議員の専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織運営等のあり方、また議会定数など、地方分権時代において議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進、調査することが必要であります。

このような観点から、下記のとおり、議会改革特別委員会を設置するものといたします。

記、1、名称、議会改革特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。3、委員数においては13名（芦屋町議会議員全員）でございます。4、付議事件、議会改革及び活性化について。5、審査期間は、調査を終了までといたしております。

以上、議会改革特別委員会の設置について、提出するものでございます。議員の皆様、よろしくお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第20、同意第5号については、人事案件でございますので、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第20、同意第5号について、原案のとおり同意することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第5号は原案を同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。まず、日程第21、議案第48号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今回追加で出されました第48号船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事（建築）請負契約の締結についての質疑を行います。

契約の方法、記、2番目にですね、契約の方法、一般競争入札とありましたが、この一般競争入札の参加状況について詳しくご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

参加条件としましては、平成22年度、23年度建設工事一般指名競争入札参加資格申請書に基づいて、建築工事の、AまたはBランクの認定を受けているものということが大きな参加資格の要件になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

2番目の質問ですけれども、今回のこの資料にあります入札結果表の9ページの1から18については22年度、23年度において、芦屋町の建設業のA、Bに該当しているということの判断でよろしいでしょう。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ちょっと企業の入札者の名前をずっと見る中では、地元業者というものの名前がちょっと私にはちょっと見えなかったんで、特に芦屋町の活性化のために、この芦屋町の船頭町の商業施設を進めるという中の観点においては、その辺の業者に、芦屋町の業者を優先して入れる、またはベネフィットを図るといようなことはなさなかったのか、またなされたのか、その辺の条件の、地元業者に対する条件についての緩和、その辺についてはどうだったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

町内業者につきましては、そもそも2年前には一般競争入札については1,000万円以上について、すべての業者ということでした。で昨年、一昨年6月からですか、一般競争入札については町内業者を優先してほしいということで、今、

3,000万円までは町内業者優先ということでやっていますが、それ以上につきましては、ランクの問題、それからいろんな問題におきまして、町内業者は参入できないという状況になっております。今後も検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、発委第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第21、議案第48号については、総務財政常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....  
午前11時55分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

お諮りします。日程第21、議案第48号については、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、審査結果の報告を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

.....  
報告第15号

平成23年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書

議案第48号 船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事（建築）請負契約の締結について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について、慎重審議した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

.....  
○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について、質疑を行います。総務財政委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第21、議案第48及び日程第22、発委第1号の各議案について、順不同により討論を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井でございます。議案第48号船頭町駐車場活用事業商業施設整備工事（建築）請負契約の締結について、反対の立場からの討論を行います。

先ほどの質疑の折に、担当課長よりご説明があって、その辺のルールについては私も十分理解してるところでございますけども、今回の船頭町駐車場の建物については、税金を投入して施設を改善する、それも町民のためにとということであれば、確かにそういう条件はあるでしょうけども、そこに工夫を加えて、いろんな工夫をして、やはり町内業者に請け負えるような条件を設定すべき。そうすることによって町民の理解がさらに得られる商業施設が開設される、まさに執行部が意図する方向性じゃなかったかと思うんですね。その工夫をするにはいろんな共同体をつくってもいいよとか、条件の緩和をすればいいことであって、それこそ逆にいうと、その条件の緩和については、今回の場合は特別だからということに議会で諮っていただくというようなことをなさるべきだったというふうに強く感じますので、この議案に反対する立場の討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第48号に対する反対の討論をいたします。

議案第48号の入札結果を見ますと、これ自体の入札については、公正な入札が図られたであろうというふうに考えて問題はないわけですが、議案第13号のときにも申しましたように、やはりこの船頭町駐車場活用事業については、住民の中に反対する声、そういったものもあります。そういった点では、やっぱり住民の理解を得た中で、こういった事業を進めるべきと考えますので、この議案に対して反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第21、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第48号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、調査機関が調査終了までとなっておりますので、閉会中の継続調査もあわせて行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、議会改革特別委員会の正副委員長につきましては、ただいまから、それぞれ互選していただき、その結果を、後ほど報告をしてください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後0時07分再開

○議長 横尾 武志君

議会改革特別委員会におきましては、正副委員長の互選が行われ、結果報告がなされました。議会改革特別委員会委員長に、小田議員、副委員長に辻本議員が、以上のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、発議第4号についてを議題といたします。

発議第4号については、議会運営委員会に審査を付託しておりましたが、議会運営委員長から議会改革特別委員会へ審査付託がえの申し出が出ておりますので、これを申し出のとおり、議会改革特別委員会へ付託がえすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、本案についても、審査期間を審査終了までとし、閉会中の継続審査もあわせて行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、請願第2号が採択されたことによる新たな意見書案が提出されております。

-----  
追加日程第1. 発委第2号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。追加日程第1、発委第2号の議案を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、発委の提出委員長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
書記に、議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

民生文教委員長に、発委第2号の提案理由の説明を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

8番、小田でございます。特別養護老人ホームの新設を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元に資料があるかと思いますが、それを読み上げることによって提案理由とさせていただきます。

我が国では、少子高齢化により、ここ数年先には65歳以上の高齢者割合が35%を超え、日本人の3名に1人が高齢者となる社会が到来すると言われていています。芦屋町においては、平成22年10月現在で高齢化率は23.8%に達し、要介護状態の割合が高まると言われている75歳以上の後期高齢化率は12.3%と、どちらも福岡県の平均を上回っており、10年後の平成32年には、高齢化率は29.9%に達すると推測されております。

町では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、介護予防事業を初め、要介護状態になった場合でも、可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができるように、介護保険サービスや福祉サービス等事業の充実に取り組んでいます。

しかしながら、当町の高齢者の状況は、高齢化率の高さに加え、単身高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が約25%と非常に高く、4世帯に1世帯を占めていることから、各種サービスの利用を行っても、家族や地域で要介護者を支えていくことには限界と言える状況でございます。現在、町内の特別養護老人ホームの入所待機者は100人を超えております。ちなみに、今年3月現在の状況では、待機者が160名、うち町内の待機者が61名という数字になっております。ショートステイの事業については、利用する曜日や利用日数によっては、すぐに利用できない状況となっております。

さらに、国は、介護療養病床の廃止を平成29年に予定しているため、町立芦屋町病院の介護療養病床の入院患者が行き場を失うことにもなりかねません。そのためにも、入院先や入所先の確保も必要となってきます。

このような状況の中、多くの高齢者は自分の将来や希望に対して不安を抱いており、高齢化の伸展とともに増加が予想される待機者数を解消するためには、特別養護老人ホームの早期の整備が必要となってきています。

よって、芦屋町議会としては、福岡県に対し、芦屋町内に特別養護老人ホームの新設が速やかに実施できますよう、特段の配慮を求めることを要望する意見書を民生文教常任委員会にて作成し、これを提出する者でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。慎重審議をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、民生文教委員長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。追加日程第1、発委第2号についての質疑を許し

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発委第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

発委第2号については、委員会提案でありますので、この際、委員会付託を省略し、討論終了後、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。追加日程第1、発委第2号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成23年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。長い期間のご審議、お疲れさまでした。

午後0時15分閉会